



許可番号03723175419

産業廃棄物処分業許可証

住 所 香川県さぬき市前山 279 番地
氏 名 株式会社 森づくり
代表取締役 久次 修二
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条 第 6 項
第 1 4 条 の 2 第 1 項 の 許可 を 受 け た 者 で あ る こ と を 証 す る 。

香川県知事 浜 田 恵 造



許可の年月日 平成31年 1 月 17 日
許可の有効年月日 平成35年12月12日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 中間処理（発酵処分に限る。）業
(2) 取扱う産業廃棄物の種類

①燃え殻（活性炭に限る。）②汚泥③木くず④動植物性残さ⑤家畜のふん尿 以上

ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 事業の用に供するすべての施設

種類及び数量：産業廃棄物の発酵処理施設 1 基

設置場所：さぬき市前山字二股271番、278番1、278番2、279番、300番5、301番 以上6筆

設置年月日：平成25年12月5日

処理能力：80 t/日(24時間)

3. 許可の条件

- (1) 上記の中間処理施設又はそれらの設置場所を変更する場合は、あらかじめ香川県知事の承認を受けること。
(2) 事業活動に伴い排出されるガスについて、敷地境界線の地表（周辺道路の東側及び南側）における臭気指数を 11 以下とすること。
(3) 臭気指数 11 を満足していることを確認するため、年 1 回以上、定期的に臭気指数を測定し県に報告すること。
(4) 発酵処理施設からの悪臭の漏洩を防止するため、発酵施設内を常時負圧の状態で管理するとともに、施設への空気流入量及び脱臭施設への空気送風量を記録、保管すること。
(5) 廃棄物の処理能力を変更する場合には、あらかじめ香川県知事と協議し、承認を受けること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年12月13日（当初許可）

平成31年 1 月 17 日（更新許可）

5. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無
以 下 余 白